

## 禁漁期間と大きさ制限（禁漁は当日の午前0時、解禁は翌日の午前7時）

稚魚や幼魚など小さな魚は捕ってはいけません。誤って捕った場合は、その場に放流しましょう。

| 魚種           | 禁漁期間         | 禁漁サイズ    | 漁具・漁法 | 付記                   |
|--------------|--------------|----------|-------|----------------------|
| いわな・やまめ・にじます | 10月1日～2月末日   | 全長15cm以下 | 竿釣    | 奥只見湖・只見川は10月1日～4月20日 |
| こい           | 6月10日～6月20日  | 全長15cm以下 |       |                      |
| ふな           | 6月10日～6月20日  | 全長7cm以下  |       |                      |
| うぐい          | 5月11日～5月20日  | 全長7cm以下  |       |                      |
| うなぎ          | 10月1日～12月31日 | 全長25cm以下 |       |                      |
| かじか          | 4月10日～4月20日  | 全長6cm以下  | 竿釣、ヤス |                      |

さけ、さくらます、やまめ、にじます、いわな及びかじかの産卵した卵をとることは禁じられています。

\*全面禁漁（裏面地図の番号参照）

- ① 大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間を平成27年6月1日から平成30年5月31日までの間、全面禁漁とする。
- ② 魚野川と大源太川の合流点から上流の魚野川及びその支川、大源太川を10月1日から翌年2月末日までの間、全面禁漁とする。  
但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間以外の、大源太湖を除く。
- ③ 伊勢島地区の鮭一括採捕場ウライ設置点より上流50m及び下流150mの区間を、ウライ設置の日（9月下旬頃）より撤去の日（10月末頃）まで全面禁漁とする。

\*漁業の一部制限

- (1) 湯沢町地内魚野川の神立堰取り入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間をフライ専用区として  
6月1日から7月31日までフライつり以外の漁法を禁止する。

